○燕市市章の使用に関する取扱要綱

令和元年6月1日 告示第203号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市章の制定(平成18年燕市告示第1号)に定める市章(以下「市章」という。)の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の基準)

- 第2条 市章を使用することができる基準は、次のとおりとする。
 - (1) 市の尊厳及び品位を損なわないものであること。
 - (2) 法令又は公序良俗に反するものでないこと。
 - (3) 営利を目的とするものでないこと(市の施策の推進に寄与すると認められる場合を除く。)。
 - (4) 特定の政治、思想又は宗教に係る活動に使用されるものでないこと。
 - (5) 期間を定めて使用するものであること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるものでないこと。 (申請)
- 第3条 市以外の者で、市章を使用しようとするもの(以下「申請者」という。) は、燕市市章使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。
 - (1) 市章の使用図案
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、燕市が行う共催又は後援に関する承認基準要綱 (平成22年燕市告示第152号)、燕市教育委員会が行う共催又は後援に関する 承認基準要綱(平成26年燕市教育委員会告示第9号)で定める承認を受けた 事業その他市長が認めるものについては、前項に定める申請書の提出を省 略することができる。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請書の内

容を審査した上で、使用の適否について決定し、燕市市章使用(承認・不承認)通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、承認に際し、申請者に必要な条件を付すことができる。

(変更事項等)

第5条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。) は、承認を受けた事項等に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に 届け出なければならない。

(使用承認の取消し)

- 第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り 消すことができる。
 - (1) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (2) 市章の使用承認に際し付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が市章の使用を不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定による使用承認の取消しにより生じた損害について、市はその 賠償の責めを負わない。

(事務の処理)

第7条 申請書の収受及び通知書の起案は主管課において行い、主管課長の決裁後、総務部総務課長に合議しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

燕市長 様

申請者住所又は所在地:

氏名又は名称:

主催者代表名: 印

連絡先:

燕市市章使用承認申請書

燕市市章の使用に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、次のとおり市章を使用したいので申請します。

C1 H1 0 & 7 8	
使用の目的	
使用方法	
使用期間	
使用場所	
特記事項	
添付書類	(1) 市章の使用図案 (2) その他市長が必要と認める書類

※使用期間については、1年を超えない範囲とする。この期間を超えて使用する場合には、 再申請を行うものとする。 様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

燕市長

燕市市章使用(承認・不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました市章の使用については、下記のとおり 決定したので通知します。

記

1 市章の使用を承認する。

使用目的

使用の条件

2 市章の使用を不承認とする。

理由